

事例番号:350274

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第二部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 3 日

23:30 陣痛発来のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 39 週 4 日

5:50 頃- 胎児心拍数陣痛図で繰り返す軽度変動一過性徐脈が出現

11:55 微弱陣痛のためオキシトシン注射液による分娩促進開始

13:28 頃- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動の減少を認める

13:34 経膈分娩

胎児付属物所見 臍帯巻絡頸部にきつく 1 回

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 4 日

(2) 出生時体重:2800g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.18、BE -11.0mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 2 点、生後 5 分 3 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後 5 日 頭部 MRI より低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 2 名

看護スタッフ:助産師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考ええる。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性が有る。
- (3) 胎児は、妊娠 39 週 4 日の分娩第 1 期より低酸素の状態となり、その状態が出生時まで進行し低酸素・酸血症に至ったと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠経過中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 39 週 3 日陣痛開始のための受診後の対応(内診、分娩監視装置装着)は一般的である。
- (2) 妊娠 39 週 4 日 4 時 10 分の胎児心拍数波形より連続監視、ダブルセットアップとしたことは一般的である。
- (3) 血圧上昇(165/110mmHg)が認められたため、5 分間隔で血圧測定、硫酸マグネシウム水和物・ブドウ糖注射液投与としたことは一般的である。
- (4) 妊娠 39 週 4 日の 11 時 30 分に微弱陣痛と判断し、文書を用いて子宮収縮薬の説明・同意を得たことは一般的である。
- (5) 妊娠 39 週 4 日、胎児心拍数波形レベル 2(亜正常波形)であった状態で 11 時 55 分にオキシトシン注射液による陣痛促進を開始したことは一般的である。

- (6) オキシシリン注射液の開始時投与量は一般的である。
- (7) 原因分析委員会では胎児心拍数陣痛図上、12 時 10 分頃以降胎児心拍数波形レベル 2(亜正常波形)と判断される状況でオキシシリン注射液を増量(5%ブドウ糖注射液 500mL にオキシシリン注射液を 5 単位溶解したものを 24mL/時間に増量)したことは一般的であると考ええる。しかし、当該分娩機関が胎児心拍数波形レベル 3(異常波形・軽度)と判断したのであれば、オキシシリン注射液を増量したことは基準を満たしていない。
- (8) 12 時 55 分にオキシシリン注射液の増量(5%ブドウ糖注射液 500mL にオキシシリン注射液を 5 単位溶解したものを増量したこと)は、12 時 35 分頃からの胎児心拍数陣痛図は母体心拍を記録している可能性があるため評価できない。
- (9) オキシシリン注射液投与中の分娩監視方法(連続的に分娩監視装置を装着)は一般的である。
- (10) 妊娠 39 週 4 日 12 時 35 分頃以降 13 時 28 分頃までの胎児心拍数波形は母体心拍を記録している可能性があるが、波形の連続性からみて母体心拍に変化したことを判断することは困難であったと考えられ、胎児心拍記録と判断して分娩管理を続行したことはやむを得ない。
- (11) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (12) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

### 3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)は一般的である。
- (2) 低体温療法の適応のため高次医療機関 NICU に搬送したことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 子宮収縮薬(オキシシリン注射薬)の使用については「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2020」に則して使用することが勧められる。
- (2) 胎児心拍数と母体脈拍数に注意して、胎児心拍数陣痛図を観察することが望まれる。

【解説】母体に発熱のある時などは頻脈になることがあり、胎児心拍数

と母体脈拍数の区別がつきにくい場合がある。細変動の形状や波形の連続性などに注意しながら、超音波断層法による胎児心拍数の確認や、触診による母体の脈拍数の測定を行い、胎児心拍数と母体脈拍数との比較を行うなどして、確実に胎児心拍数を記録することが重要である。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。